

高槻市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2025

1. 目的

高槻市耐震改修促進計画（高槻市耐震化アクションプラン2017）に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、改修事業者の技術向上、一般市民への周知・普及啓発等の充実を図ることが重要である。

このため、高槻市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 位置付け

アクションプログラムは、高槻市耐震化アクションプラン2017に基づき策定する。（アクションプログラムは、高槻市耐震化アクションプラン2017に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定し、次回の計画改訂時に計画に位置づけるものとする。）

3. 取組内容・目標・実績

計 画	令和7年度取組内容	令和7年度目標		
	<p>【財政的支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> i)住宅の耐震診断費に対する一部補助を実施。 ii)住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施。 iii)住宅の除却費に対する一部補助を実施。 <p>【普及啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> i)住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市内全域の木造住宅所有者に対し、耐震事業者と連携したポスティングを行う。 ii)耐震診断実施者に対する耐震化促進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震診断結果報告時にリーフレットの配布・説明により耐震改修を促進 ➢ 耐震診断後一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対してDM等による耐震改修促進を実施 iii)改修事業者の技術力向上等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 改修事業者に対する耐震改修工法等に係る説明会を大阪府等の協力のもと年1回以上実施 ※府内全域で実施 ➢ 耐震改修事業者リストを作成し公表等 iv)一般市民への周知・普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 耐震改修の必要性の周知 ➢ 市内の住民を対象に個別相談会と展示会を実施 ➢ リーフレットによる制度概要等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅に対する耐震診断費補助戸数：90戸 ➢ 住宅に対する耐震改修工事費補助戸数：20戸 ➢ 住宅に対する除却費補助戸数：135戸 		
画	前年度までの実績			
		耐震診断	耐震改修	除却補助
	R1	91	74	114
	R2	48	21	54
	R3	35	19	59
	R4	53	20	70
	R5	62	18	97
R6	67	17	103	
自 己 評 価	前年度（令和6年度）の取組実績			
	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 過去の耐震診断実施者へのDM送付や、木造住宅所有者へのポスティングにより、耐震改修工事の実施等について啓発（20,510件）。 ➢ 耐震個別相談会と展示会（7,11月）などによる普及啓発や耐震改修等の実績がある耐震事業者の紹介を実施。 ➢ 広報誌（6,12月）や市HP、屋外広告媒体、市公式LINE等の広報を実施。 			
	前年度（令和6年度）の課題			
<p>目標達成に向け、引き続き補助制度の利用促進を図る必要がある。</p>				
改善策				
<p>防災イベント等での普及啓発や、補助制度周知、引き続き各種補助制度を積極的にPRする。</p>				

高槻市 住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

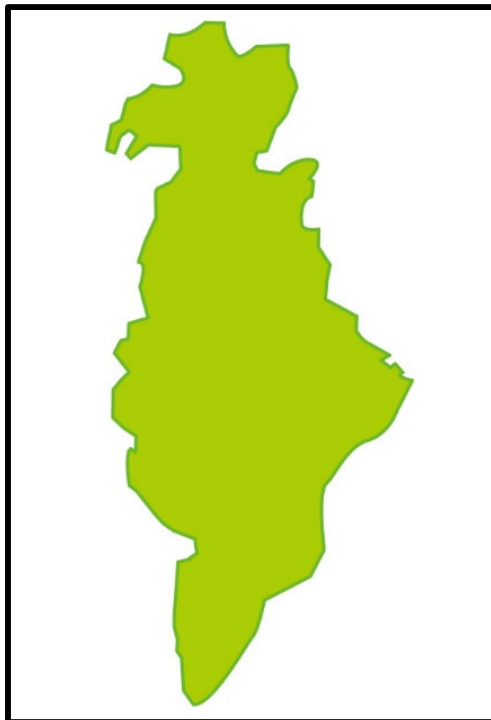
1. 取組目的

- 住宅の耐震化を推進するために、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
- 重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問等を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2. 緊急耐震重点区域の設定

- 緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から下記の区域とする。

緊急耐震重点区域：高槻市全域



○対象住宅
昭和56年5月以前に建築された全ての住宅

＜戸別訪問等＞

○戸別訪問・ポスティング実施地区
高槻市全域

○ODM等実施地区
高槻市全域
(順次実施)

3. 取組期間

- 本プログラムの取組期間は下記の通りとする。
なお、関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、必要な見直しなどを行う。

取組期間：令和元年度から令和7年度（7年間）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
AP作成	■						
戸別訪問等	普及啓発						

4. 戸別訪問等の実施

戸別訪問等は下記の通り行う

- DM等を活用し、取組期間で戸別訪問等を行う。
- リーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。

5. その他の普及啓発活動

戸別訪問等と併せて、下記の啓発活動も引き続き実施していく。

- 住宅耐震啓発パンフレットの配布
- 広報紙・ホームページ等による周知

6. 関係団体との連携

- 戸別訪問等及びその他啓発活動において、府及び民間事業者と連携して活動に取り組む。

7. 実績の公表

- 当該年度毎に診断実績・改修実績・戸数訪問等の件数を取りまとめ、当該年度末までに市のホームページにて公表する。